

地域密着型特別養護老人ホーム

ひばりの郷

運営規程

社会福祉法人 定山会

第1章 施設の目的、運営の方針

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人定山会が開設する地域密着特別養護老人ホームひばりの郷（以下「施設」という。）が行うユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「サービス」という。）の人員及び管理運営に関する重要事項を定め、施設の管理者や職員が要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

2 施設の運営は、介護保険法及び関係する厚生労働省令・告示の趣旨に沿ったものとする。

(施設の目的)

第2条 在宅での介護を受けることが困難になった高齢者が、施設に入居した後も、それまで過ごしてきた生活の在り方を存続できるよう、ユニットケアを導入し、一人一人が個性を生かし、他者や家族、近隣との社会的関係を築きながら、主体的かつ自律的に日常生活を営めるよう支援することを目的とする。

(ユニットケアの定義)

第3条 前条のユニットケアとは、「少人数のグループを構成し、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケア（生活行為への支援）を行うこと」と定義する。

2 少人数のグループは、入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込む個室）と、それに隣接する少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成される。

(運営の方針)

第4条 可能な限り、入居者の居宅での生活の復帰を念頭に置いて、個別の地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者がその有する能力を生かし、自立した生活を営むことができるようすることを目指す。

2 入居者一人一人の意志及び人格を尊重し、常にその人の立場に立ったサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつき、連携を重視し、地域に開かれた運営を行うとともに、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険事業者、保健医療サービス等との密接な連携に努める。

4 自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービスの改善・向上を図る。

(所在地)

第5条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 地域密着型特別養護老人ホーム ひばりの郷

所在地 千葉県八千代市大和田字源山 5 3

第2章 職員の職種、職務内容

(管理者、職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 施設に勤務する管理者、職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

施設長 1名（常勤）

施設の業務を統括すると共に、サービスの実施に関して遵守すべき事項について必要な指揮命令を行う。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

医師 1名（非常勤）

入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

事務員 1名以上（常勤）

庶務及び会計業務に従事する。

生活相談員 1名以上（常勤）

入居者および家族への情報提供や生活相談、支援の企画等を行う。

介護職員 7名以上（常勤・非常勤）

介護サービスの提供に当たり利用者的心身の状況等を的確に把握し、入居者に対し適切な介護を行う。

看護職員 2名以上（常勤）

入居者の健康状態を的確に把握し、かかりつけ医、協力医療機関等との連絡調整を行う。施設の保健衛生に従事する。

機能訓練指導員 1名以上（常勤・非常勤）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

介護支援専門員 1名以上（常勤）

地域密着型施設サービス計画の作成等をおこなう。

栄養士または管理栄養士 1名以上（常勤）

食事の献立作成や栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。

(勤務体制の確保等)

第7条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、次の各号に定める職員配置を行う。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置する。

3 施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、入居者に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(職員の研修)

第8条 前条第4項に規定する研修は、次のとおりとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 定期的研修 年2回以上
- (3) 必要に応じて、その他の研修及び外部研修を実施する。

第3章 入居定員

(利用定員)

第9条 施設における入居定員は27名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第10条 施設のユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 各9名

(定員の遵守)

第11条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第4章 サービスの内容、契約、利用料等

(サービスの基本方針)

第12条 地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、適切な支援を行う。

- 2 入居前と入居後の生活が連続したものとなるよう、入居者の生活歴を具体的に把握し、一人ひとりの個別性、生活のリズムを尊重したサービスの提供に努める
- 3 入居者がユニットにおいて相互に社会関係を築くことができるよう、それぞれ役割をもって主体的に生活を営めるよう支援するとともに、入居者のプライバシーや自律的な生活を損なうことのないよう配慮する。
- 4 入居者が安心して日常生活を営むことができるよう、介護は安全かつ安楽であることを優先すると共に、入居者が有する能力を活用できるよう配慮することに努める。
- 5 職員は、サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、必要な事項を理解しやすいように説明する。

(サービスの説明と同意)

第13条 施設は、サービスの開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、施設職員の勤務体制等の入居申込者がサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、契約が成立したときは、社会福祉法第77条第1項の規定に基づく事項を記載した契約書を交付する。

(受給資格等の確認)

第14条 サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に、介護保険法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第15条 要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、その入居申込者の意思を踏まえて速やかにその申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 入居者の要介護認定の更新の申請が、遅くともその入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(入退所)

第16条 入所対象者は八千代市の被保険者であることを原則とし、身体上又は精神上著い障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者とする。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入所待機者がある場合には「千葉県指定介護老人福祉施設の入所に関する指針」に基づき、サービスを受ける必要性が高いと認められる者の入居を優先的に決定する。

4 施設は、入居者の入居申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退所後に置かれこととなる環境等を勘案し、円滑な退所のための支援を行う。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第18条 施設長は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 計画担当介護支援専門員は、適切な方法により、入居者の有する能力、置かれている

環境等の評価を行い、入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での課題を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成する。原案には、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供上の留意点等を記載する。
- 4 地域密着型施設サービス計画の原案は、入居者またはその家族に説明し、同意を得る。
- 5 地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入居者またはその家族に交付する。なお、交付した当該地域密着型施設サービス計画は、サービス提供終了後2年間保存する。
- 6 地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を求めるようにするとともに、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて計画に位置付けるよう努める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

（食事の提供・栄養管理・口腔衛生管理）

- 第19条 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するとともに、適切な栄養管理を行うものとする。
- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
 - 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
 - 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。
 - 5 入居者のその心身の状況に応じて口腔衛生について管理及び支援を行う。

（入浴）

- 第20条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入居者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

（排泄）

- 第21条 入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行う。
- 2 おむつを使用しなければならない入居者のおむつを適宜取り替える。

（離床・着替え・整容等）

- 第22条 離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適宜行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第23条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に入居者が自律的に行うこれらの活動の支援を行う。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、本人又はその家族が行うことが困難である場合は、本人の同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 4 入居者の外出の機会を確保する。

(金銭等管理代行)

第24条 入居者の所有する金品等は原則、入居者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情がある場合は入居者預り金管理規程に基づき別に定める料金で施設が管理の代行を行うものとする。

(相談及び援助)

第25条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行う。

(機能訓練)

第26条 入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第27条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、褥瘡の予防等、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探る。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第28条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び本施設に入居することができるよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第29条 入居者から支払いを受ける利用料は、厚生労働大臣が定める地域密着型介護サービス費用基準額（もしくはこれを超えない範囲で八千代市が定めた介護報酬の額）によるものとし、法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない利用料は、前条に準じた額とし、厚生労働大臣が

定める地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 1日当たり 1,900円

(介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該施設に支払われた場合は、同条第2項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。)

(2) 居住に要する費用 1日当たり 2,900円

(介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該施設に支払われた場合は、同条第2項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。)

(3) 入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(5) 理美容代 実費

(6) 前各号に掲げるものの他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適當と認められるもので、【重要事項説明書】に定める費用

4 第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第30条 法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第31条 入居者は、自らの希望と選択に基づき生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第32条 外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、原則3日前までに、その都度、外出・外泊先、帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第33条 家族等の面会者は、玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができる。面会時に持

参した物品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第34条 入居者自らも健康に留意し、施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、受診し、予防接種も受けるものとする。

(施設内の禁止行為)

第35条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の権利・自由を侵すこと。
- (3) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (4) 所定場所以外で喫煙及び火気を用いること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(入居者に関する市町村への通知)

第36条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第6章 緊急時、非常災害時対策

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第37条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故防止ための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 事故発生の防止のための前1号から3号に掲げる措置を適切に実施するために安全対策担当者を選任する。
- 2 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 入居者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(緊急事態における対応)

第38条 職員は、サービス実施中に入居者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な

措置を講ずると共に、施設長に報告しなければならない。

- 2 入居者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(非常災害対策)

第39条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 防火管理者を選任し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
3 前項の避難訓練については、千葉県訓練基準により夜間または夜間を想定した避難訓練を含み年3回以上行うものとする。

(緊急連絡網)

第40条 災害、事故等が発生した場合に素早く対応するため、あらかじめ、施設内・外に対する連絡体制を整備し、職員等への周知徹底を図る。

(業務継続計画の策定等)

第41条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第42条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 施設は感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備すると共に、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
(2) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための委員会の設置及び研修を定期的に実施する。
(3) 感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を年2回以上実施する。

(協力医療機関)

第43条 入院治療を必要とする入居者のために協力医療機関を定め、緊急時等における

診療の協力を確保する。

(身体拘束)

第44条 施設は、常に身体拘束の廃止に向けた取り組みを検討し、入所者が快適でかつ安全な生活を過ごせるよう努める。

- 2 入居者の身体拘束は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならない。
- 3 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとし、その内容は家族等の同意を必要とする。

(虐待防止に関する事項)

第45条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(秘密保持等)

第46条 施設の職員及び職員でなくなった者も含めて、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得て行う。

(苦情処理)

第47条 施設は入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は介護保険法第23条の規定により八千代市が行う文書等の提出の求め又は質問等に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。八千代市から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 八千代市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 入居者からの苦情に関して千葉県国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力する。千葉県国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 千葉県国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第48条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(地域との連携等)

第49条 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

3 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(掲示)

第50条 本施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

(サービスの提供の記録)

第51条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

2 施設は、入居者にサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(記録の整備)

第52条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(ハラスメント防止)

第53条 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第8章 雜則

(委 任)

第54条 この規程の施行上必要な措置については、施設長が別に定める。

(改 正)

第55条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人定山会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成20年12月22日から施行する。

改正 平成22年4月1日（第13条修正、第27条2削除）

平成23年4月1日（第6条、第27条修正）

平成24年4月1日（第6条修正）

平成25年4月1日（第6条修正）

平成27年4月1日（第6条修正）

平成30年4月1日（第29条1、3、第51条修正）

令和5年10月1日 第6条 管理栄養士追記

第19条 栄養管理・口腔衛生管理追記

第29条 利用料改定修正

第37条 安全対策担当者追記

第41条 業務継続計画・以降条文繰り下げ

第42条 委員会及び訓練追記

第45条 虐待記載内容修正

第49条 運営推進会議記載内容修正

第53条 ハラスメント防止

令和7年4月1日 第29条 利用料金修正